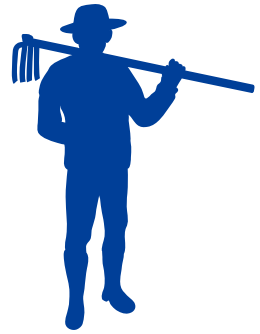




涌谷町

農業委員会だより



農業委員会会長あいさつ



涌谷町の農業の明日のために

去る5月20日の参議院で農業経営基盤強化促進法などの改正が成立した直後となった5月末日、3年ぶりとなる農業委員会会長大会が東京渋谷で開かれ出席してきました。また、宮城県農業会議の中村会長をはじめ各市町村の農業委員会会長が衆参両院の県選出の各議員の方々へ要請活動もして参りました。

町内の多くの方がこの先農業は誰が担うのかと心配されていると思います。改正法は各市町村が地域農業の将来の在り方について協議の場を設け、

地域計画を策定する。農業委員会はそれへの目標地図の素案を作るというものです。計画の作成期間は3年程になるようです。

涌谷町には187の個人・団体の担い手が稲作をはじめ、畜産や野菜、果樹、花卉などの生産のほか加工にも力を注いでいます。また、麦、大豆、飼料作物など水田農業改革にも取り組んでいます。今回の改正法では農地などの権利取得の下限面積の要件が廃止されています。これは主な収入が農外にあっても農業にチャレンジしたい人への大きなチャンスになると思います。これまでの個人経営者、法人や団体経営者の主力に新しく農業を始めてみたい人とのコラボレーションを考えることも涌谷町の農業の将来へのヒントになるように思います。



農業者年金

農業者年金がさらに便利になります

年金額の試算など農業委員会やお近くのJAにご相談ください

農業者年金に加入できる人

- 1 国民年金第1号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除きます
- 2 年間60日以上農業に従事している
- 3 60歳未満の人

【農業者年金の特徴】

- ①若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げ
35歳未満で認定農業者に該当しないなど一定の要件を満たす人は、1万円から(上限67,000円)でも通常加入できるようになりました。
- ②農業者年金の受給開始時期の選択肢が拡大
年金の受給開始時期をご自身で選択できます。
農業者老齢年金：65歳以上75歳未満
特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)
- ③農業者年金の加入可能年齢を引き上げ
加入可能年齢が、60歳から65歳に引き上げられます。

60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している人も農業者年金に加入できるようになりました。

- ④支払った保険料全額が社会保険料控除の対象に
自ら支払った保険料は、家族の分も含めて全額社会保険料控除の対象です。その他、年金運用益が非課税、受け取る年金も公的年金等控除の対象となるなど、税制面の優遇措置が受けられます。
- ⑤認定農業者で青色申告者などに国庫補助で厚く支援
39歳までに農業者年金に加入すれば、必要な要件を満たしたときから、政策支援(国庫補助:最大月額10,000円)を受けられます。



農地パトロール(利用状況調査)を実施します

農地利用の困り事や不明点は地域の農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局に相談してください

8月25日(木)から9月22日(木)までの期間、町内全域の農地が適切に利用されているかを調査します。

農地パトロールは、①地域の農地利用の確認②遊休農地の実態把握と発生防止・解消③違反転用の発生防止・早期発見を目的としています。調査の際は担当の農業委員・農地利用最適化推進委員が農地に立ち入ることがあります。ご理解とご協力をお願いします。

遊休農地は放っておくと法的措置がとられます(農地法第32条〜44条)

法的措置の主な流れ

①農地パトロールで遊休農地などと判断された農地の耕作者に対して、今後の意向を調査します。

●自ら耕作する

●農地中間管理機構に貸し付ける など

②6カ月が経っても本人が①の意向どおりに対応していない場合や①の調査に回答しない場合、農業振興地域内にある遊休農地については農地中間管理機構と協議するよう勧告します。(勧告が行われると固定資産税の課税が強化される場合があります)

③勧告後、2カ月が経っても協議が整わない場合、県知事の裁定・公告により、農地中間管理機構が

農地中間管理権を取得することがあります。

農地転用は許可制です

食糧供給の基盤である優良農地の確保のため、農地の転用(宅地や太陽光発電施設用地など耕作以外の目的で利用すること)は許可制です。

許可なく転用した場合や、事業計画どおりに転用していない場合は、工事の中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、罰則の適用もあります。

【罰則】3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金。

農地中間管理事業の仕組み

農地中間管理機構(農地集積バンク)



- ①出し手から農地を借り受け
- ②場合により簡易条件整備などを実施(出し手・受け手の負担を伴います)
- ③受け手(認定農業者など)への農地集積に配慮し貸付

市町村・農業委員会
JAなどに相談
機構に貸し付け

機構から
借り受け

出し手・農地
所有者



貸し付けには条件があります。詳しくは、お問い合わせください。

市町村が計画を策定し、県が計画を公告。



受け手・担い手



農地中間管理機構を 活用しましょう



農業委員会からのお知らせ ～こんなときは農業委員会へ！～

- 農地を売りたい、貸したい ●農地に建物を建てたい ●認定農業者になりたい
- 耕作のため盛土、切土したい などのご相談は、下記の日程で開催している農家相談にお越しください。
農家相談の日程に都合が合わない場合は、農業委員会事務局に相談してください。



農家相談

毎月5日頃に農家相談を開催しています。

- 場所：役場本庁舎1階まちづくり会議室 ●時間：9時～10時30分

- 令和4年8月5日(金) ●9月5日(月) ●10月5日(水) ●11月7日(月) ●12月5日(月)
- 令和5年1月5日(木) ●2月6日(月) ●3月6日(月)

令和4年度涌谷町農作業標準賃金表 ～農作業の受委託契約の目安にご利用ください～

作業区分		単位	区画別標準額(単位:円・消費税込み)		摘要	
			ほ場整備済地区	10a区画の地区		
水田耕起	耕起	10a	4,500	5,000	耕深13cm以上	
	再耕起	10a	4,000	4,400	秋起こしした場合	
水田代かき		10a	5,400	6,000	荒代・植え代2回仕上げ	
田植え(機械)	植え付けのみ	10a	5,700	6,000	側条施肥については1,000円増し	
	苗運搬含む	10a	6,400	6,700		
苗		1箱		780	苗運搬は10a当たり700円	
防除(粒剤・粉剤散布)		10a		800	粒剤・粉剤代を除く	
追肥(肥料追肥)		10a		1,000	肥料代を除く	
稲刈	コンバイン刈放し	カッター処理	10a	15,000	16,600	もみ運搬含まず
		結束処理	10a	16,500	18,100	もみ運搬・わら立て含まず
	コンバイン一貫	カッター処理	10a	28,100	29,700	刈取・もみ運搬・乾燥・調整の一貫作業
		結束処理	10a	29,500	31,200	刈取・もみ運搬・乾燥・調整の一貫作業
乾燥		10a		6,600		
調製		60kg		600	くず米含む	
わら収集・梱包		10a		4,800	収集のみ・梱包のみの場合は両者で決定	
運搬	もみ	10a		1,800		
	出荷	30kg		100		
機械散布	堆肥散布	1t		3,500	マニアスプレッター 堆肥代は含まず	
	肥料散布	10a		900	ブロードキャスター 肥料代は含まず	
作業賃金	オペレーター賃金	1日		10,000	8時間基準・男女共通(1時間あたり1,250円)	
	一般作業(軽作業)	1日		7,040	8時間基準・男女共通(1時間あたり880円)	
	一般作業(重作業)	1日		9,200	8時間基準・男女共通(1時間あたり1,150円)	
管理	草刈	1m		18	1mあたり畦畔のみ	
	水管理	10a		6,000	年間	
	畦畔作り作業	1m		30	片 ^{ひだり} 法面とする	

涌谷町賃借料情報

令和3年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)は、次のとおりです。

田(水稲の部)	締結(公告)された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
畑	西地区	10,700円	15,000円	8,000円	59筆
	東地区	12,700円	15,000円	10,000円	12筆
	筥岳地区	13,900円	20,000円	8,800円	67筆
	(参考)涌谷町平均	12,400円	—	—	138筆
畑	涌谷町平均	13,000円	16,500円	8,800円	7筆

データ数は集計に用いた筆数です。金額は筆出結果を四捨五入し100円単位としています。

農業委員会だより 編集後記

涌谷町農業委員会だより
第24号(令和4年8月発行)
発行：涌谷町農業委員会
〒987-0192
涌谷町字新町裏153-2
電話番号：43-2120
ファクス：42-3313

コロナ禍の様子も落ち着いてきたと思われましたが、また感染者が増えてきました。世界では、ロシアによるウクライナ侵攻という遠い国の出来事のようにですが、これによって原材料不足による物価の高騰が起こっています。これでは、コストダウンを願う生産者も、消費者の方々も共に大変な時代になってしまいます。一日も早く争いのない平和な時代に戻ってほしいものです。

広報部会長 手嶋

黄 金 人



株式会社アグリパワー

は ぶ き か つ ひ ろ
代表取締役 **土生木 勝洋**さん

自然体で実直に 農業に向き合う

「農業はやりたくないと思いつながらも、がむしゃらに農業に向き合っていたら、専業農家になっていった」。冗談めかしながらも、真剣にこれまでのことを振り返る土生木勝洋さん。

土生木さんは、箕岳地区の太田区出身で、宮城県南郷高等学校卒業後、民間企業に勤めながら、父親が営む農業を20年以上の長きにわたって手伝う形で兼業農家を続けていました。平成18年に認定農業者資格を取得し、約20町歩ほどの農地の生産管理が委託されました。委託された面積が増えたことで、平成25年頃から稲作一辺倒ではなく、大豆や麦といった転作にも取り組むようになった。一方で、父親の高齢化もあったことから、平成27年に専業農家に転向しました。「その頃の勤務先からは、月に10数日出勤すれば良いと言われていたけれど、生産管理する面積が30町歩を超えたところで兼業は無理と判

断して、会社を退職しました。もともとはやらされていた農業に、いつしか真正面から向き合うようになっていった土生木さん。

その後、昨年令和3年4月1日に、株式会社アグリパワーを設立。「経営的な意味合いもありますが、将来的に人を雇うことを考えた際に、社会保険や厚生年金など、従業員の暮らしを考え、法人化しました」。令和2年9月から長男の誠さんを従業員として雇用し、親子で経営に取り組んでいます。

また、法人化にあたり、「農業に関しては本当に分らないことだらけだった。箕岳地区や涌谷地区の生産組織の皆さんからのアドバイスがあり、ここまですべてやることができました。今でもさまざまなことを聞き、勉強の日々です」と先輩方への尊敬の念を忘れません。

現在、株式会社アグリパワーでは、38町歩の水田を生産管理し、うち約半分を稲作、残りを大豆や麦といった転作作物を栽培しています。稲作では5品種を手掛け、中でも「金のいぶき」は、涌谷町のブランド化黎明期

から参画。現在、4町歩まで生産面積を拡大させ、ブランド米推進の中核を担います。

今後に向け、「来るものは拒みませんが、生産規模の拡大により手が行き届かなくなることは望みません。ただ、自分が暮らす地域の水田を維持・管理し、次代へ受け継いでいくために、依頼があれば対応していきたい。一方で、多忙を極める中でも、しっかりとした休暇をとることができ、家族で出かけるような法人を目指したい」と大きな変化の流れの中にある農業において、確固たる理念を掲げています。株式会社アグリパワーの会社ロゴには箕岳山とそのふもとに広がる美しい田園が描かれており、土生木さんの理念が表現されています。



広報わくや

令和4年8月1日

通算805号

【編集・発行】

涌谷町 企画財政課 企画班

〒987-0192

宮城県遠田郡涌谷町字新町裏153番地2

TEL 0229-43-2112

FAX 0229-43-2693

E-mail gr-kikaku@town.wakuyamiyagi.jp

URL http://www.town.wakuyamiyagi.jp

【印刷】

株式会社印刷所